

## 埼玉県渋沢栄一スピリッツ企業認定制度実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、本県出身の偉人である渋沢栄一ゆかりの企業や、渋沢栄一の理念に沿った取組を積極的に行う企業等を埼玉県渋沢栄一スピリッツ企業として認定することにより、渋沢栄一の理念を後世に伝えるとともに、持続可能な地域づくりを図ることを目的とする。

### (認定)

第2条 知事は、国内に活動拠点を有する企業、法人、大学その他の団体（以下「企業等」という。）のうち、以下の企業等を埼玉県渋沢栄一スピリッツ企業として認定する。ただし、国及び地方公共団体を除く。

- (1) 渋沢栄一が設立に関わった企業等
- (2) 持続可能な開発目標（SDGs）及び企業の社会的責任（CSR）等の渋沢栄一の理念に沿った取組を積極的に行う企業等

### (申請及び認定)

第3条 前条第1項の認定を受けようとする企業等は、「埼玉県渋沢栄一スピリッツ企業認定申請書」（様式第1号）を知事に提出する。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合、審査を行い、適正と認められる場合は認定を行うとともに、認定証を交付する。

3 次のいずれかに該当する場合は、認定の対象としない。

- (1) 過去3年以内に重大な法令違反を行った場合
- (2) 国税又は地方税の滞納処分がなされた場合
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）である場合
- (4) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。次号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるものであることが判明した場合
- (5) 暴力団又はその構成員等反社会的勢力と関係がある場合
- (6) その他知事が認定するにふさわしくないと判断した場合

### (発信)

第4条 知事は、第2条第1項の認定を受けた企業等（以下「認定企業等」という。）の取組内容等を、ホームページに掲載すること等により広く発信する。

(認定内容の変更及び取下げ)

第5条 認定企業等が、認定の内容に変更が生じた場合又は認定の取下げをしようとする場合は、「埼玉県渋沢栄一スピリッツ企業変更・取下届」(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による認定の取下げをした企業等は、認定証を知事に返還しなければならない。

(認定の取消し)

第6条 知事は、認定企業等について、次のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消す。

(1) 第2条第2号に規定する取組を行わなくなった場合

(2) 第3条第3項各号のいずれかに該当した場合

(3) 前2号の他、認定を取り消すにふさわしい事由が発生した場合

2 前条第2項の規定は、前項の規定により取り消された場合に準用する。

(定めのない事項)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年6月7日から施行する。